

H 1 5 年 度 第 4 回 県 民 活 動 審 議 会 議 事 録

日 時 平 成 1 6 年 2 月 2 7 日 (金) 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 1 0

場 所 県 庁 共 用 第 2 会 議 室

(会 長)

皆様こんにちは。きょうもどうぞよろしくお願いいたします。実は、学生をボランティア実習という事業でカンボジアに連れて行きまして、きのう帰ってきたばかりなんです。それで、カンボジアの村や孤児院や学校を訪問して、古着を持っていったり、それから文具を持っていったり、それから交流活動をしたりということで、実は、まだもしも私が病気に感染していたら、もう潜伏期間、きょうお目にかかっている御関係の方にもしかしたら御迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、どうぞ御了承ください。

では、レジュメに従いまして、議事を進めていきたいと思えます。まず、議題1ですけど、平成16年度県民活動促進期間の設定についてということですが、事務局からまず説明の方をお願いいたします。

(事 務 局)

[説 明 省 略]

(会 長)

ありがとうございました。

事務局の方から説明がありましたけれど、この資料1に関しまして、御質問や御意見ありましたら、お伺いしたいと思えますが、いかがでしょうか。期間のことですが、今年度、10月がいつも県民活動の促進期間になっていたんでしょうか。

(事 務 局)

10月ということは必ずしも決めてはいないんですけども、いろいろな事情を勘案いたしますと、10月が一番適当ではないだろうかというようなことで考えてはいるんですけど。

(会 長)

今年度もそのタウンミーティングの時期が大体県民活動の促進期間ですよ。10月。

(事 務 局)

今年は梅光さんの方に11月になってということで、そこ辺も最初は月間じゃないからというようなこともありましたし、それから続けてやっていくのは非常に厳しいという、タウンミーティングが2会場でありましたから、それを10月の中で一遍にやってしまうというのもいろいろ物理的に難しい部分もあるし、期間をある程度広げて幅を持たせるこ

とで啓発効果を上げるというようなこともありましたので、10月を中心にしてというようなことで今年はやっております。

(会長)

ですから、従来からすると少し期間が広がったという形になるわけですね。

(事務局)

そういうことです。十分に説明しておりませんでしたけれども、一番メインのところとしては、10月1日から11月14日までということ、ここでもよろしいでしょうかというところは皆様で御確認いただければというふうに思っております。

(会長)

ちょっと確認させていただきたいんですけど、県民活動ボランティアフェスティバルというのは、2004というのは、来年度初めて開催するものですね。毎年あっているものですか。毎年この11月の中旬の日曜日に行われているものということですか。

(オブザーバー)

今年度もそうですけれども、大体11月の第2週というような形でやっていますが、このあたり、特に10月に本来ならばその年度のフェスティバルということで集大成みたいな形でイベントをやると大変いいと思うんですが、参画されるメンバーの大方が10月はそれぞれの構成メンバーといいますか、それぞれがお忙しい月間でございますので、個々にやっておられるので、自然それが一段落したところで11月2週目にそのボランティアフェスティバルを最近ずっとやっているんでございます。ですが、実は準備の都合もあるんで、今年度から、翌年度のフェスティバルの日程を詰めております。15年度は11月9日に宇部フロンティア大学で開催をいたしました。16年度は、できれば10月が県民活動促進月間ということで、極力10月にそのフェスティバルをおさめたらと思うんですが、なかなか最近、今冒頭申しましたように、日程調整が難しいものですから、こういう日程でフェスティバルを開催するというようにしておるわけでございます。

(委員)

期間のことについて申し上げます。1年中県民活動に関しては頑張りたいというのが本音ですので、特に10月だけというよりは、この11月14日の県民活動ボランティアフェスティバルまで含めているんな形でPRしていただくと私はいいと思います。1年中やっていただきたいぐらいの気持ちなので、逆に10月だけよりはここまで含めて多くの方にいろいろなPR、県民活動を支えていく場や、それから活動される皆さんの支援ができればいいというふうに思いますので、私はいいのではないかと思います。

(会長)

ありがとうございます。ほかに何か御質問、御意見ございませんか。

(委員)

全体的にみまして、多分もう4、5年はこういう催し物をおやりになるし、期間も設定されると思うんですが、時代背景、ぜひ追いかけていってほしいなと思います。県民活動そのものも地方分権の一角を担うということであれば、地方分権が、やはり地域への分権ということに、流れとしてなってくる。それを県民活動で受けていくというような図式というのがきつと出てくるだろうと思います。先ほども 印のところでお話ありましたけども、市町村合併、17年の春までという時間設定があって、それぞれの地域での動きというのは、非常に活発になってきています。山口県では余り聞かないんですけども、小さな自治、それから住民自治のあり方の動きというのが非常に大きくなってます。先だってコミュニティ政策学会研究フォーラムというのがあるんですけども、その定例の研修会を大阪でやった席も随分各地の市町村関係の方々お見えになって、意見交換する中で、どうしても町内会、自治会とはもう一回り大きい組織で、合併後の地域のあり方を形づくっていききたいと、非常に大きな声にもなってきて、地方制度調査会からもさまざまな意見が出てきたりして、副会長も特別講演という形でやっていただいたんですけども、そういった時代の流れが非常に急速に進んでいるだけに、こういった期間を設定して、あるいは県民活動の質的な充実を進める中では、ぜひそういった時代背景、特に急に動いている部分を表に出したプログラムというのがどうしても必要だろうなと思っています。これはもう16年度の事業に関してということではなくて、それ以降、続けておやりになるそれぞれのプログラムの中で、十分に御検討いただきたいなと思います。

(会長)

ありがとうございます。ほかに御質問や御意見ございませんか。

(委員)

県民活動パワーアップ賞というのはこれはすばらしい企画で、非常に一般県民への効果も大きいと思うんですけど、残念ながらその授賞式、昨年私も出させてもらいましたけど、翌日の新聞報道というものもほとんど大変地味であるし、それからその後の県の広報紙の取扱いもきわめて小さいじゃないか、せっかくこれだけすばらしいものが県民への啓蒙活動が不足ではないかと私は非常に残念に思いました。今回、こういう、さっき同窓会という表現がありました。非常におもしろいと思うんで、それこそテレビも無理やりに三社巻き込んで、もっと県民にアピールしたらいいんじゃないかという感じでございます。

(会長)

ありがとうございます。先ほどのお話パワーアップ賞が今年で5回目になるというお話がありましたので、ある意味では一つの区切りのときかと思えますから、またそういうことも含めてお考えいただければと思います。

(委員)

まず、県民活動ボランティアフェスティバルという名前なんですけど、ボランティアフェスティバルはまだいいとして、その前の県民活動というのが、どうしても県民活動にな

じみがないとか、今までかわりのない人にはちょっと遠い、自分とは遠いようなイメージを与える言葉ではないかなというのが一つと、もう一つ、3番のところで、県民活動促進キャンペーンのところで、事務局的にはこういう言葉でいいと思うんですけど、県民の皆さんにはもっとわかりやすい親しみのある名前なんかつけた方がいいんじゃないかなと思います。たとえば、きらら博の余韻が感じられるような、きらら博のときのマスコットキャラクターが使えるかどうかは私もわからないんですけど、ああいうものはきっと県民の皆さんの心の中に残っていると思うんです。また、元々きらら博での県民パワーを生かすためにこういう会とかができたと思うので、それを引き続けていけるものであったらいいなと思います。きらら博のときのそういうイメージがもう1回戻ってきたら、そのときにきらら博でボランティアをした人とか、活動に参加した人たちが、もう一度やってみようかなという意識が生まれたりとかしたらいいのかなと思います。

(会長)

ありがとうございました。今の石川委員はきらら博で盛り上がったボランティアの方たちの力というか、パワーというか、そういうものを継続させていくということだと思っんです。そしてまた、安藤委員が先ほど御意見の中でありましたけど、将来的にも長いスパンで考えていって継続していくということかと思うので、その辺のところもどうぞお考えいただければと思います。また、ネーミングのこと、それからキャッチフレーズだとか、キャッチコピーということにもかかわってくるのかもしれませんが、どうぞ御検討ください。

では、ほかにないでしょうか。

(委員)

4番の先ほどの、お尋ねしたいことがあります。平成16年度の受賞団体及び過去の受賞団体のみによる交流会でしょうか。

(会長)

事務局の方、いかがでしょうか。

(事務局)

最後の方に示しておりますけども、県民活動団体、県民に参加を呼びかけるというようなことにしております。

(委員)

わかりました。昨年ちょっと委員さんも出ささせていただく場があったので、大変参考に目が覚めるような思いをいたしました。だから、そういった機会があるのかないのかについてお尋ねしてみました。

(事務局)

ありがとうございます。このパワーアップ賞の活用につきましては、賞の中身について

も選考委員の方から御意見をいただいておりますし、今検討をしておりますし、白書等を使った宣伝というか、啓発というようなことも先般審議会で意見をいただいておりますので、これの活動紹介ということについては、来年度以降検討していきたいと思っております。

(会長)

ありがとうございます。今、名和田委員が、私たちが参加させていただいたパワーアップ賞の経験で、それがとてもよかったという御意見だったと思うんですが、恐らく県民に参加を呼びかけるということが書いてありますので、一人でも多くの方がそれに参加なさることによって随分パワーアップ賞に関する意識も違ってくるかと思えます。また、そのPRの方法など、そういうことも関係してくるかと思えます。どうぞ御検討ください。

では、ほかに御質問、御意見ありませんか。何か細かいことでも結構ですので、こういうふうにするとよりよいものができるのではないかという、皆様方の御経験を通した御意見などを伺えればと思えますが、いかがですか。

(委員)

先ほどボランティアフェスティバルの話がありましたし、パワーアップ賞のその受賞団体による交流会も計画されているということですが、大体他の県民活動団体のいろいろ行事が入るところは配慮されるという話もありましたが、県自体がされる県民が参加するような行事が実はこの時期に非常にあるんです。例えば児童家庭課というか、そちらの方かと思うんですが、元気キッズフェスタとか、それから人形劇フェスティバルとか、大体県民が参加するような催し物というのが、この時期に続いてあるので、そのあたりをよく横のつながりという横同士の連絡というのをしっかりしてやっていただきたいなと思うんです。15年でいいますと、10月の26日に元気キッズフェスタと人形劇フェスティバルと一緒に重なっているとかいったものがありますので、県民参加を本当に促していかうということであると、同じ県が主催しながら、同じ日に同じような割と参加を広く呼びかけたいと思うようなものを重なってならないようにぜひ連絡をしていただきたいなというふうに思っております。

(会長)

ありがとうございます。日程のことです。11月のこの14日のこのフェスティバルに関しては、ほかと特に重なるというような問題点はないんでしょうか。この14日のボランティアフェスティバルに関しては、先ほど周南で徳山大学でという、もう御予定がおりのようなので、日程的にはずらすことはできないわけですね。

(オブザーバー)

大体先ほど蔵重委員さんおっしゃったように、10月はもう週末はメジロ押しでして、うちの県の部もあります。そうは言っても、どこかと重なるんです。何かとどこかで重なるというのは、これはどうしてもこの10月、11月の週末は、とても全く重ならないということは避けられないんですが、できるだけ早いもの順ですから、そうやって私どもが

ランティアフェスティバルについてはできるだけ、早くに場所と日程をセッティングして、参画されるグループ、団体に事前に呼びかけをして、翌年度1年間の事業のスケジュールを空けていただいて、願わくば重ならないように思っています。去年あたりからもう先へ先へということで計画しております。記念講演をやるんですが、著名な講師の先生は、もう1年以上前から大体スケジュール埋まっているんです。我々が希望する講師の先生はもう大体アウトになるという、そういう苦い経験もありまして、含めて参加者の利便と内容の充実のためにできるだけ前倒しでセットするというので、場所もそうですけれども、日程と中身と、それから参加者の拡大と、いろんな意味で早くに皆さんにお知らせしたい。基本的には、今年、実行委員会でやるんですが、その実行委員会のメンバーの人に、反省と翌年度以降のよりよい方向にということで、その意味では継続して充実と拡大を図っていこうと考えています。だから11月は大学で私どもと若い人ということで、場所について大学シリーズでいくという、一つのコンセプトを持っているんです。だから、萩国際大学、下関だったら市立大学から樋口先生のところとか、いろいろ場所を事前に御相談しています。それで、大学祭が大体10月末か11月の第1週があるわけです。徳山大学も第1週が大学祭があります。そういうことで、大学祭と一緒にというのがなかなか無理のようですので、1週ほど今年はずらしたということです。

そういうことで、できるだけ、蔵重さんおっしゃるとおりでございまして、県がやる事業ですら重なるということで、秋はどうしても、環境生活部だけの行事でない、農林部も健康福祉部もありますので、どうしても県の事業ですら時々重なるということがございます。その辺で少なくともこの県民活動のものは、フェスティバルはとにかくほかのだれよりも先に手を挙げておこうということで、私どもきらめき財団理事長である知事のアポイントメントもできるだけ早くとっておこうと思っております。講師もそうですけれども、来賓の皆様、地元の市長さんにも出ていただくし、そういうことで早く事を起こすのが一番だろうと思って、その点は努力しております。

ただ、あとの部局が調整してくれないといけないわけですが、我々の方から言うことではない、向こうから来られたときには話し合いには応じますけれども、大体我々が優先ということで突っぱねることはしております。県民活動だから、先ほど船崎委員さんおっしゃったように、年中が県民活動の取組なんですけども、とりわけその年の集大成というか、ちょうどピークを持っていくのに、どうしても年末が一番いいんじゃないかということで、今のところ10月に極力近い11月ということで、フェスティバルの方は今計画をしております。

また、御意見等ございましたら、リクエスト、その他、お聞かせいただいたらと思っております。今年は、徳山大学と申しました。徳山大学も、皆さん、梅光学園もそう思いますけども、翌年度教授会で、翌年の行事を組まれるんです。それがもう11月、徳山大学の場合もう翌年の全部のスケジュールが決まるそうですから、今年はそれも含めて、もう秋口ぐらいからやって、もう大学の行事の中には入れていただいております。委員の皆様方の御意見は十分踏まえて、よりいいものにしていこうと思っておりますので、また御意見等をお寄せいただいたらと思っております。よろしく申し上げます。

(事務局)

ちょっと補足させていただきます。きょうはちょっと期間ということで考えていましたので、内容を踏み込んでいろいろ御発言いただきましてありがとうございます。それで、今のことにつきましては、横の連携につきましては、実は県職員の県民活動への参加の奨励ということで、来年度できるだけ早い時期に調査をかけまして、一応横の行事等の重複等も行われないように、なるべくこの辺の情報提供を関係各課にしていくということも必要かなということは頭の中で考えております。それで、逆に調査して、こういう行事になっているから、重複しているよとかというようなこともまた情報提供できますし、職員にも活動に参加してもらえるようになるというような面もあるかと思えます。

それに乗っかって、実は、あまり踏み込んだことは言えませんが、例えばそういう行事にかませてこの交流会なりというようなものを開催していくということが効率的かなという面もあります。その辺はケース・バイ・ケースで考えていったらいいんじゃないかなと考えておりますが、いずれにしても、また来年度になってお諮りするかと思えます。よろしく願いいたします。

（会長）

ありがとうございます。では、4番目のパワーアップ賞受賞団体による交流会の開催というのは、まだこの14日に行われるかどうかというのはまだ未定ということですね。

（事務局）

その辺は財団とよく詰めまして、また進めていきたいと思っております。

（会長）

わかりました。ほかに御質問や御意見ございませんか。では、大体もう出たようですので、平成16年の促進期間の設定につきましては、この事務局案に賛成で皆さんよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、議題1に関しましては、事務局案のとおり10月1日から11月14日までを促進期間とすることに賛成いたします。詳しい内容に関しましては、またいろいろなところで討議していく、また考えていくということになるかと思えます。

では、次に、議題2の県民活動団体との協働に関するガイドブックの作成についてです。では、まず事務局の方からどうぞ説明をお願いいたします。

（事務局）

〔説明省略〕

（会長）

ありがとうございました。今の資料5の説明をしていただいたわけですが、御覧のようにちょっと厚いものになっておりますので、皆さん方から御意見、御質問等を受け付けていきたいと思うんですが、一つずつやっていくとちょっと時間の関係がございますから、ちょっと確認したいと思えます。資料の2-1というのをお開きください。こちらの方に基本計画検討委員会の意見一覧となっております。それからまた、概要版の方は資料

4になっておりますが、概要版の方の目次が1からずっとあるんですけれど、それをちょっとお聞きください。そして資料5の方、今事務局の方から御説明いただきましたものの目次もちょっと御覧いただきたいと思うんですが、概要版とそれから資料5の方が、資料5の方、今御説明いただいた分は「はじめに」が入っていますので、単元の番号が少し一つずつずれていくような形になっております。それで、まず2つずつぐらい見ていきたいと思いますが、中心的にはこの資料5の今の説明していただいた分を見ていただきたいと思うんですが、それに関連して、例えば概要版のここもこういう形にした方がいいとか、それから意見一覧がありますから、ここで出てきたことに関してはもう触れなくてもいいかと思っておりますので、その辺ちょっと3種類ごらんになって御質問等を受けたいと思います。

まず、その資料5の方ですが、初めの1と2に関しまして、何か御質問や御意見がありましたら出していただきたいと思うんですけれど、こちらが1ページから11ページまでになるかと思っております。項目の1と2です。「はじめに」とそれから県民活動と県民活動団体ということに関して、これは定義に関してのことですから、例えば概要だとか、何々についてということですので、言葉などございましたら、お気づきの点上げていただきたいと思いますが、1と2に関していかがでしょうか。概要版に関しては目次のこれは1になります。目次の1のところの1ページ、2ページということになります。いかがですか。特に御質問やお気づきの点、この1、2に関してはないでしょうか。基本的な定義に関してはよろしいですか、これで。

では、その次の項目に移りたいと思いますが、3番目と4番目、12ページから18ページになるかと思っております。本県における協働の基本的な考え方、それから項目4は協働の基本原則、留意点というふうになっております。この2つ。概要版に関しては、項目の2と3になりますので、3ページから6ページまでになるかと思っております。こちらの厚い方は12ページから18ページまで。協働に関する定義や協働の基本原則というようなことを中心に書いてある項目ですけれど。実際に冊子になった場合は、このA4サイズの大きさを文字の形も大体こういうような形ということで、そういう理解でよろしいわけですか。

(事務局)

ほぼこれに近くなると思います。

(会長)

これがカラーになっていくわけですか。

(事務局)

白黒です。ホームページにも載せますので、それはカラー版にいたします。

(会長)

ホームページがカラーで、実際の冊子は白黒ということですね。

(事務局)

冊子は白黒にいたします。

(会長)

3と4に関して、12ページから18ページまで、いかがですか。何かお気づきがあれば、細かいことでも結構ですが。この2つの項目に関しても、よろしいでしょうか。

では、次にいきたいと思えます。では、こちらの項目の5と6の方です。本県における協働推進方針と、協働の具体的な進め方という、19ページから29ページになります。概要版では3と4になりますか。5ページから8ページになりますか。19ページから29ページまで。いかがですか。

(委員)

大変よくできておりますので、余り意見を言うところがないので、やや小さな、あえて小さいところを少し伺っておこうかと思えます。2点ありまして、19ページの(3)のところ。基本的な考え方、(3)の一番最後のところに、下の3行ぐらいです。県民活動団体が公共サービスの担い手の一つとして、社会に根づくまでの間、本ガイドブックに基づいて県民活動団体と県との協働を積極的に推進しますと書いてあります。全然、別に言われていることはよくわかりますし、修正してほしいとかいう、そういう意見ではないんですが、これはそのとおりなんですけど、協働というのが、将来、例えば、これ根づくまでの間とありますから、根づいてしまったら協働というのは、必要ないのかということになります。そのあたりを県としてはどう考えておられるかということをやっと簡単で後で補足、コメントしていただければと思えます。

それから、21ページです。これは言葉、表現の問題ですけれども、4の協働に適した事業の視点の図の中、に県民活動団体の特性やノウハウ等が生かせる事業かと、7つ上がっておりますけれども、これはよくわかるんですが、一番下の県民活動団体間のネットワークというのが、これが何を意味しているかというのがちょっとわかりにくいのではないかと思います。この点について補足的な御説明がもしいただければということです。

(会長)

ありがとうございます。では、19ページにありました、その基本的な考え方の(3)の社会に根づくまでの間ということに関しまして、お願いいたします。

(事務局)

県としましてはと言っていていいかわかりませんが、社会に根づけば、もう自然体でいいのではないかと、私は思っております。といいますのは、もちろん協働というのは、一つの手法として考えられるわけでございますけれども、県が県民活動団体、例えば事業者よりも県民活動団体が大事だよとか、そういった立場を鮮明にするとか、そういったことじゃなくて、もう自然の競争の中でやっていくべき部分もあるでしょうし、あるいは協働が根づいてくれば、自然にそういった事業についてはもう協働でやっていくんだなという、そういったものがもう自然に出てくるのではないかなというふうに思っております。当面このガイドブック自体は、そういったものに慣れてない行政職員のためにこういった方針でやっていこうというものを示しておるものでございますので、これがそれぞ

れの行政をやっていく中で根づいてくれば、県民活動団体の方も成長するだろうし、行政の方も成長するだろうし、そこでうまくバランスがとれてくるのではないかなと、こういった事業を県民活動団体の皆さんと一緒に協働をやっていき、こういったものを行政がやり、こういったものを県民活動団体がやるというのが、ほぼ社会に根づいてくれば、それは自然にやっていけるのではないかなというふうに思っております。それがいつかというのはわかりませんが、当分の間はこういった形で、県はこういった方針で今後やっていきますという形で示す必要はあるかなと思います。

それから、県民活動団体間のネットワークというのが、これは気持ちとしては、いろんな県民活動団体というのは、例えばほかの事業者にはないような、いろんな団体レベルの横のつながりというのがあるだろうから、いろんなグループ間のネットワーク、それは団体によって違うかもしれませんが、こういったネットワーク事態がノウハウといいますが、そういったものにもつながってくるだろうということわざわざ入れておるところでございますが、ちょっとわかりにくいでしょうか。

（会長）

19ページに関しましては、いかがですか。では、21ページのネットワークという言葉に関しましては、いかがですか。

（委員）

ネットワークに蓄積されたノウハウのようなものを生かせるという意図ですか。今の御説明は。

（事務局）

そういうことです。

（委員）

すべて提供とか取組とか対応とか書いてあるので、要するに何を生かせるという意味ですよね。これはネットワークを生かせるということのも生かせるですけれども、ネットワークそのものが重要なのか、それともそのネットワークに今言われたような蓄積されたノウハウが生かせるということが重要であるのなら、そういうふうな書き方をされた方がいいかというふうな気がします。そうではないですか。

（事務局）

それ以外もひょっとしたらあるかもしれませんが。ちょっともう1回考えてみます。

（会長）

ありがとうございます。ほかに御質問、御意見等。

（委員）

済みません。ちょっと前に帰るですけど、5ページとその前の3ページのところの1で

すけど、ちょっと意見として言わせてください。基本的な考え方を教えてもらえますか。それから、その前のところの3ページの1は協働の定義を教えてもらえますか。ものすごくこのところを考えられて、平らな言葉にされたとは思いますが、その下からの文が県と市町村の役割分担をどのように考えたらいいですかとか、問いが大変簡潔にずっと入ってくるんですが、この考え方を教えてもらえますか。ちょっとネガティブなような感じもいたしました。

(会長)

ありがとうございます。今の御意見は概要版の方ですね。概要版の3ページと5ページのところ、ちょっと目次の方をごらんになった方がわかりやすいかと思うんですけど。

(事務局)

教えてくださいとか、そういったぐらいの方がよろしいでしょうか。

(委員)

それで、悪くはない。平らな言葉でいいのかもしれませんが、ちょっと教えてもらえますかのところ、ちょっとそこ引っかかったんです。

(事務局)

ちょっとお聞きになられたときに少し違和感があるという感じですか。

(委員)

ちょっと教えてもらえますかという、これはもう私見としますので。

(横田)

そうですね。だれがだれに教えてもらえるのかと、読んだ人がだれかによるんですけど、抽出的な書きの方がいいんじゃないですか。協働はどう定義されますかとか、基本的な考え方はどのようになっていますかとか、抽出的な書き方にした方がいいかもしれませんね。

(事務局)

そうですね。もらえますかという、教えてあげないというふうなことになりそうなんです、そういう感じですよ。すごくわかるような気がします。協働の定義は何ですかとか、そういう形にちょっと考えてみます。

(会長)

ニュアンスの2点お願いいたします。

(委員)

ちょっと気になってて、またもとに戻って申しわけありません。8ページの(4)の新

しい雇用の受け皿というのがございます。

(会長)

これは厚い方の冊子の8ページですね。

(委員)

厚い方の8ページです。(4)、受け皿という言葉よりは、雇用の発掘とか、何かそういうことの方が感じがいいような、受け皿ということ、ちょっと気になるんです、言葉的に。人ですから、人間ですから、だから発掘とか何かそういうふうなかわる言葉が何かいい言葉がないかなとちょっと思うんですが。

(事務局)

雇用先なんです。NPOがこういった雇用の就職先になり得るんじゃないかということなんです。

(委員)

何か受け皿というのが。

(事務局)

新しい雇用の場ぐらいに。

(委員)

新しい雇用の場でもいいし、ちょっと受け皿という言葉に何かちょっと気になったので。御検討ください。

(会長)

お願いいたします。ではいかがでしょうか。

(委員)

資料5の方ですが、28ページ、その他にも出てますけども、協働コーディネーターというところ、これが多分これ、私が行政の職員だったら、これずっと読んでいって、結局、ああ、協働コーディネーターという人がいるんで、この人に聞けばすべてわかるんだなということに理解が落ち着くと思うんですけども。

まず2つありまして、御質問ということですが、県民活動支援センターが協働コーディネーターの役割を果たすということになっていますが、これは県民活動きらめき財団との関係というのがどういうふうになっているのか。県とその三者の関係がどういうふうになっているのかというのがちょっとわからないので教えていただきたい。

それから、コーディネーターというのは、一朝一夕にいかないと思いますので、どのように育成されていくのかという、その辺の道筋がわかればなと思いましたので、教えていただければと思います。

（会長）

いかがでしょうか。

（事務局）

基本的には支援センターをお受けになるNPO団体の方に協働コーディネーターをやっていたらと思うしております。

まず協働コーディネーターをどうやって育成するかという話からいたしますと、来年度も私も協働推進事業なるものをやる予定でございますので、その中でいろんな意見交換であるとか、そういったものにも出席していただいて、身につけていただくしかないかなというふうに思っております。もちろん、研修事業等、いろんなコーディネーターが、例えばコーディネーター研修みたいなものが例えば東京であるからということであれば、これはまたきらめき財団さん等とも相談していただいて、そういった研修に出かけていただくこともあるのかなというふうに思いますけれども、基本的にはその現場でちょっと経験を積んでいただくしかないかなと、どこがお受けになるかまだわかりませんが、そういった形でしかないだろうと、今は思っております。だから、自己研鑽していただくということになるかと思っております。

また、県の方は、来年度はモデルとして協働推進事業というのがありますし、実際、今、協働ガイドブックに書いておりますような進め方で協働を事業として進めていく場合に、もちろん協働コーディネーター等いろいろ相談することもございましょうし、私も県民活動推進室が当面は県民活動支援センターの職員と一緒にやってコーディネーターというのを務めていこうと思っておりますので、これがやはり一緒に勉強しながらやっていくしかないかなということを考えております。だから、県の役割としては、あくまでも協働事業の一方の担い手であるとともに、この協働コーディネーターと一緒に育成していく役目もあるだろうというふうに思っております。

それから、きらめき財団の方はやはりこの協働を今からコーディネートしていくというののも一つのきらめき財団の今からの方針でもあるかと思っておりますので、このあたり、どうやって、今、きらめき財団の方に支援センターも委託といいますか、県の方からお願いしている形になっておりますので、このあたり、協働コーディネート業務というのをコーディネーターの育成という観点からどうやっていくかというのは、これは一緒に考えていくべきことかなと思っております。だから、そのきらめき財団自体の役割は、このコーディネーターの育成という立場で、県と相談しながらやっていくというのが一つあるかと思っております。

それから、支援センター自体は、そこの職員が実際に協働コーディネーターとなっていたらいいというふうに思っております。ちょっとそういうぐらいしか、今のところ言えません。

（会長）

よろしいですか。何かもし御提言のようなものがあれば。

(委員)

道のりは厳しいなという。そういう感想です。

(会長)

ありがとうございます。では、どうぞ。

(委員)

すごい資料ができて、すごいなと思っているんですけど、県民と行政の協働に重要なのは、県民が発しているシグナルをうまくキャッチすることができる県の職員というんですか、それはいろいろ含められると思うんですけど、そういうのが一番必要だということで、こういうのを作られたと思うんですけど、その場合に、本当に職員が活動できる場というんですか、そういうのがあって、初めてスムーズに行くんじゃないかなと思うんです。だから、その辺をもっと考慮されるといいんじゃないかなと思うんです。

(事務局)

いま一つよくわからないんですが、職員が活動できる場ということですか。

(委員)

自分の気持ちとして、協働型職員というんですか、そういう職員の方が今からどんどんできてくださると思うんですけど、そういう方が本当に活躍できる場というんですか。そういう場があったら、もっとスムーズに活動できるんじゃないかなと老婆心ながら思います。

(事務局)

県の職員で、そういう意識を持って活動する人という意味ですか。

(委員)

ひっくるめてなんです。

(事務局)

だから、そういう協働の意識を持っている人がもっともっと活動できるようなそういう場が必要だということですか。

(委員)

これはちょっと後からになるんですけど、アンケートを見ましても、半分半分ぐらいの協働は必要か、必要でないかというのも出てましたから、そういうふうなのを、本当に県の職員として活動できる、これはちゃんと評価のところまで出ておりますから、そういうのが本当に活動できるんというんですか。そこまでしかちょっと言えないんですけど、したらもっとすばらしいかなと思うんですけど。

（委員）

今、酒井さんが言われたということは、例えば最初のところで、資料1にありましたように、県職員の県民活動への参加の奨励というのがあります。というふうに、いろんな県民活動のところで、県の職員も一緒に参加するという、そういうことから視点が開けるとい意味でしょうか。

（委員）

そうです。

（委員）

ですよ。それを私も感じております。そうすると、本当の意味での、どこが職員としてしなきゃいけない役割なのか。それからまた、県民がどこまでしなきゃいけないかというのが、双方が見えてきます。だから、お互いにそういったことに共有する、参加することをしていただけたらいいと思うんです。そういう意味で、最初、資料1にありましたように県の職員の県民活動への参加の奨励というのは、ぜひお願いしたいと思います。多分そういう意味だと思います。

（会長）

形式的にならずに、実際に時間を割いて、そして参加していく、またいろいろな方たちが参加しやすいような場の雰囲気を作っていくとかという、そういうような具体的なことです。

（事務局）

今の質問に補足しますけれども、資料1にありますように、キャンペーン期間中に県の職員、市町村の職員、この意見交換会とか研修会等、昨年からやっておりますけれども、これも積極的に開催して県民活動の必要性、また協働の必要性について、一緒に勉強していこうと思っています。県職員自らが認識していこうということで計画しております。そういう中でも十分周知していきたいと考えております。

（会長）

よろしくお願いたします。では、次の項目に移ってもよろしいでしょうか。7、8になりますので、30ページからその後の46ページまででしょうか。概要版では、協働の事業形態についてからですから、5です。単元が5、9ページから単元6、16ページまでです。厚い方の冊子は30ページからになります。そんなにページ数ありませんので、30ページ以降ということでもいいかと思うんですけれども、その中でお気づきありましたら、御質問、御意見等お出しただければと思います。

（委員）

選考するときの着眼点ですとか、そのときの留意点とかというところは書いてあるんですけれども、実は一番私は大切なのは、その選ぶ人というか、審査員の方々もすごく重要

だと思っています。いろんな助成金にしても、委託を決める際の審査員の方が、実際NPO全体を理解され、活動を理解された上でないと本当の本来の意味の選考というのは図れないのではないかなというのが私の中にいつもございます。そのあたり書いてくださいというのではなくて、そういうところをどういうふうにしていけばいいかというのを、ぜひ県の中でも考えていただきたいというのが1点です。

それから、昨年はずいぶんNPOに協働という視点で委託を出された事業が4つぐらいあったと思うんですけど、本年度はずいぶん若者の就職支援のためのセンターの相談業務ぐらいしかなかった。せっかく協働という視点でいいものを選ばれて作られたときに活用できるようなところが今後政策の中に生かしていくべきではないかと、ガイドラインだけ作っても、それが本当に果たしてやっていけるのかという視点も含めて、今後どういうふうな形で進まれるのかなというのをちょっと思いました。それは、新規の事業だったと思いますので、それ以外に継続的なものもたくさんあるのかもしれません。それから小さなものはあえて上げていらないのかもしれないんですけども、そういうところというのは、本当にNPOに出そうとか、委託を考えようというのは、今後どういう形で押し進めていけるのかなというのをちょっとお伺いしたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。今、2点あったかと思うんですけど、いかがでしょうか。

(事務局)

審査員の選考基準につきましては、これはいろんな施策絡みの事業が今から出てくるだろうと思います。それを協働で進めていくためにどういった形の審査員がいいかというのは、いろんな専門性もあるでしょうし、もちろん今、委員がおっしゃったようなNPOを本当に理解していただいている委員さん、どうやって人選するかというのは、公募も含めてそれは検討していくのかなというのがあるかと思いますが、これはまた考えていく必要があるかと思います。

それから、ただいま16年度の新規事業のお話がありましたけれども、御存知のとおり大変県の財政状況が厳しいということになっておりまして、我々が期待したほど、確かに協働事業が出てきてないように伺っております。まだ、全部チェックしたわけではございませんが。だからこそ、このガイドブックで各部局の職員に徹底を図りまして、新規事業が難しくても、既存事業について何とか一緒に協働で進めていく工夫ができないかといったところも今から我々も努力してまいりたいというふうに考えております。

(会長)

ありがとうございます。ほかには御質問、御意見ございませんか。この30ページ以降のところ、全体的にもしありましたら。

(委員)

誤字の訂正といたしますが、資料の5のところの61ページですけれども、61ページの一番上の7の政策提言のところでの括弧が男女協働参画審議会の「キョウドウ」が共に同

じという字なので、それに訂正をしていただけたらと思います。

ちなみに60ページのところの元気県山口協働発信の方はあれでいいんですよね、確認なんです。

(事務局)

これはこのままです。

(会長)

ありがとうございます。どうぞ。

(委員)

32ページから始まる協働型委託のところの契約の方法なんですが、これもあれでしょうか。14ページの外部委託推進ガイドラインに沿って整理されただろうと思うんですが、国土交通省も大臣官房あたりで、この契約の見直しというのを随分議論をしています。まだ残念ながら手元にその中身というのが来ていませんけども、山口県方式ということで進められるんだろうと思いますけれども、状況の変化でひょっとしたら、多分国の方も国交省の方がかなり先行して議論もしたりしていますので、ぜひそちらの方の参考情報も入れられて検討されればよろしいかなと思います。余り細かいことまでこのガイドブックの中に必要ないかもしれませんが、きっと参考になるのではないかなと思っています。残念ながら、私もまだ国交省の方を見ておりませんので、余り言えませんが、どうもそっちの方の動きかがないと、出先の方もそれぞれがそれぞれにやっているというのが現状のようです。御検討ください。

(会長)

ありがとうございました。ほかにはよろしいですか。どうぞ。

(オブザーバー)

先ほど平田委員さんの方から御指摘があった協働コーディネートのところですが、実は私どもきらめき財団では、基本計画を今年度作っておるんですが、それにも関連するんですが、実は財団の組織の中に県との関係で、幹事会というのが従来からあったんですけども、このたび抜本的というか、改組いたします。

28ページの協働コーディネートの進め方なんですが、当然私どもきらめき財団がこの役割を一端を担うと思うんですけども、県の方がこの度お示しになるこのガイドブックをもとに、当面、県に限定的ですが、行政との協働を進める上で、特に県行政の協働推進の上で、まず手始めに、きらめき財団幹事会は、ほとんどオール県庁、主管課全部網羅しておりまして、横山課長さんを幹事長にしている組織がございます。このたび、このガイドブックができたので、これを基に少なくとも各部局均等に県行政での協働が進むようにこの度幹事会を大幅にといいますか、機能を強化して、年度始まりましたら、早速に立ち上げていきたいと思っております。この場でそれぞれの部局で事業を持っておられることについて、県民活動団体に対して、私ども紹介をしますし、逆に出先にも行くこともある

と思いますけれども、各地域の活動団体の方で提案されるような事業があれば、それを今度幹事会のメンバーと一緒に考えて、翌年度以降の政策提言に結びつけて、そういうサイクルになるようにということで、この協働の進め方について、幹事会を大いに活用しようというふうにきらめき財団思っております。なかなかこれを具体的にどうやって進めるかというのは大変な問題ですが、まずは県庁、本庁ですけれども、本庁とこのきらめき財団とで私どもがプラットホームのような立場になりまして、県民活動団体とのマッチングをしていこうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

（会長）

ありがとうございます。どうぞ。

（委員）

本来の討議しなきゃいけないところよりもちょっと横にずれるんで、具体的なお話されているんで、つけ加えてお話しておきたいと思うんですが、多分、船崎さんのところにも行っていると思うし、先ほど新年度の県民活動団体との協働ということであったんですけども、例えばある国の政党というのが、国が出しているNPOとの協働のファイルなんです。協働事業を16年度、NPOとの関連予算というのが、こういった形でファイルで出てきているんです。できることなら、今の時期、もう少しすると、議会を通過して正式な予算になるわけですが、新年度早々、ぜひこういった県庁の中でNPOと協働するというリストアップができて、それを県内何カ所かに出かけて行って、説明会というようなものももし組み立てができることなら、さっきおっしゃってた、まさにプラットホームの役目というのが、きらめき財団の仕事としては非常にいいのではないかと。外務省から内閣府まで、十二、三の省庁の事業がすべてファイルになって出ているということで、そういったお仕事をしていただくと、多分NPO団体というか、県民活動団体も非常にわかりやすいのではないかなというような気がします。

（会長）

ありがとうございます。どうぞ御検討ください。

ではよろしいでしょうか。ではガイドブックにつきましては、本日の審議会の意見を参考に、事務局の方で作成していただきたいと思うんですけど、例えば後で少し文言の点で気がついて、ここはこうした方がいいんじゃないでしょうかというような、もしそれぞれの方の御意見があれば、それは多少は受け付けていただけますか。

（事務局）

はい、極力。

（会長）

わかりました。では日程的にはどれくらいの期間、猶予がありますか。

（事務局）

あと2週間ぐらいは何とかあるかと思うんですが。

(会長)

2週間ということは10日ぐらいまでですか。3月の10日ぐらいまででしたらということですので、直接事務局の方に電話なりファクスなりメールなりで、またお気づきがありましたら、御意見などをお寄せいただければと思いますのでよろしくお願いします。

(事務局)

それと、今回、概要版を用意しているんですが、県民活動団体の皆様が見られて、このガイドブックというのが、一応協働というのを理解していただけたかなものかどうかという印象をちょっとお伺いしておけばと思っておりますが。基本的には行政職員向けにつくりましたけれども、一応団体の方が見られても協働がある程度理解していただければなというふうに思っておりますので。

(会長)

その全体的なことに関しましても、どうぞまた短い時間では十分にはここで審議できませんので、よろしく願いいたします。

では、議題の1と2はこれで終了いたしました。そして、3つ目なんですが、県民活動に関する自由意見交換というのがまだ一つ残っておりまして、ただ自由に意見交換するほど時間がございません。申しわけないんですが。ちょっと二、三の方にできましたら、これからの県民活動に関することを、ぜひこういう機会ですから、県への御提言などをいただきたいというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。先ほどのお話にもありましたように、皆さんにこの審議会のメンバーになっていただきまして、実は全体で集まるのは今日が最後になります。本当にいろいろなことでお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。ですから、この会での御意見を伺うというのは最後になりますので、その全体的なことでも今回のことでも構いませんけれど、何かございましたら、自由にフリートーキングで行いたいと思いますので、ありましたらどうぞ。

〔自由意見交換 省略〕

(会長)

それでは、本日の審議会をこのあたりで終了したいと思います。ありがとうございました。